

国立大学法人北海道教育大学の中期目標・中期計画一覧表

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文)大学の基本的な目標</p> <p>－ 人が人を育てる北海道教育大学 －</p> <p>「北海道教育大学憲章」のもと、第一期中期目標期間の「大学再編」の成果と課題を踏まえ、学士課程及び修士課程の学位の質を保証する教育体制を実現する。そのために教員組織の抜本的改革、カリキュラム改革、大学院改革を進め、学校現場や地域の課題につながる実践的な研究を推進するとともに、学生支援を充実させ、「常に学生を中心とした(Students-first)」大学を目指す。</p> <p>また、本学は次の5点に重点を置き、教育大学としての特色化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none">・教職大学院をはじめとして、教育に関する高度な専門的職業人と人間地域科学・芸術・スポーツに関する専門的知識技能を持ち幅広い教養を備えた職業人の養成を目指す。・へき地・小規模校教育など学校現場や地域の課題の解決となる教育研究を重点的に進めることにより、国際的にも意義のある教育研究を実現する。・地域の教育研究の拠点として、教育委員会等と連携し、教員免許状更新講習・地域連携事業等を積極的に推進し、「北海道になくてはならない大学」を目指す。・国際化を経営戦略の一つの柱として位置づけ、学生の海外教育プログラムを開発し、留学生の積極的な受入れ、教育研究交流を組織的に進めるとともに、理数科教育等での国際協力事業を推進する。・大学と一体となった附属学校の運営を推進し、学生の教育研究の場として積極的に活用するとともに、先導的・実験的な教育研究を実現する。	

<p>◆ 中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p>1 中期目標の期間 平成 22 年4月1日から平成 28 年3月 31 日まで</p> <p>2 教育研究組織 中期目標を達成するため、別表に記載する学部及び研究科を置く。</p>	
I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標	I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
<p>1 教育に関する目標 (1)教育内容及び教育の成果等に関する目標</p> <p>① 学位授与の方針を明確にし、それに基づいた教育を実施する。</p> <p>② 特色ある多様な教育内容・方法を実現する。</p> <p>③ 入学者受入の方針に基づくより適切な入試を実現し、安定的に入学学生を確保する。</p>	<p>1 教育に関する目標を達成するための措置 (1)教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 入学者受入の方針、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針を確立し、明確な成績評価基準に基づいた教育を実施し、学位を授与する。</p> <p>2 教養教育を改善し、入学期前教育、補習教育、初年次教育とともに体系的に実施する。 2-2 北海道地区の国立大学と連携し、教養教育を充実させる。</p> <p>3 単位の実質化を実現するために、CAP制、GPA制度、シラバスの作成と活用、厳格な成績評価等の一体的運用を推進する。</p> <p>4 学士課程において、へき地・小規模校教育、特別支援教育、食育、理数科教育、環境教育、小学校外国語活動、地域支援実践等、北海道の特色を活かしながら特色ある教育内容を重点的に推進するとともに、専門職学位課程及び学校臨床心理専攻を中心に、教育現場のニーズを反映した教育内容・方法を実現する。</p> <p>5 本学独自の広域圏授業をはじめとするICT等を活用する教育方法を改善し、実践する。 5-2 東京学芸大学、愛知教育大学及び大阪教育大学との連携を推進し、全国の教員養成教育の諸課題に対応するための機構を設置し、その下に活動拠点としてのセンターを置き、全国の教員養成系大学・学部との交流の拠点とする。</p> <p>6 質の高い入学学生を確保するために、現行入試制度全般を検証し、改善するとともに、学部・大学院の課程・専攻に即したきめ細かい入試広報を実施する。</p> <p>7 エデュケーション・カフェや出前授業等を通じて中・高校生の教育・研究への関心を喚起するなど、キャリア教育を支援するため中・高等学校との連携を深める。</p>

④ 國際化推進の一環として、留学生を積極的に受け入れる。	8 修士課程で秋季入学制度を導入し、大学院生の受入れに関して、現地での入学試験の体制、留学生が行うTA制度、日本語教育の体制を充実させるとともに、英語による授業・指導体制を導入する。 8-2 北海道地区の国立大学と連携し、入学前の留学生を対象とした準備教育に取り組む。
(2)教育の実施体制等に関する目標	(2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置
① 各課程の人材養成の目的に沿った全学一体の教育組織を編制する。	9 各課程の人材養成の目的を達成するために、全学一体の教育組織の編制方針を定め、責任ある教育組織を構築する。
② 教員の教授能力を高める活動を組織的に展開して、教育の質を改善する。	10 教育活動の評価の利用を含め、全教員による授業改善の実施体制を充実させ、教育の質の恒常的改善を行う。
③ 自学・自習環境を中心に教育環境を充実させる。	11 ICTを活用できる環境及び自学・自習環境等、教育環境を整備する。 12 学生の自学・自習を推進するため、図書館の蔵書・学習環境等を整備し、学習支援の場としての図書館を充実させる。
(3)学生への支援に関する目標	(3)学生への支援に関する目標を達成するための措置
① 学生に対する学習支援、自主的活動支援及び経済支援を充実させる。	13 電子ポートフォリオの活用を含め指導教員(アカデミック・アドバイザー)による学習支援体制を充実させる。 14 授業料免除基準枠にとらわれず、必要に応じて学長裁量により、経済的理由から就学困難な学生を支援する。 15 課外活動等の学生の自主的な活動を支援する。
② 快適で安全な学生生活環境を整備する。	16 学生寮を整備し、管理運営体制を見直す。 17 学生の生活上及び心身の健康上の問題の解決に向けて、学生相談体制を充実させるとともに、教育大学生としての倫理観、遵法精神、人権侵害及び薬物使用の防止等に関する教育・広報活動を徹底する。
③ 就職率を向上させるために就職支援を拡充する。	18 キャリア支援員による学生の就職支援や学生の就職意識向上のための施策を充実させ、指導教員(アカデミック・アドバイザー)による継続的な就職支援を行う。

<p>2 研究に関する目標</p> <p>(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標</p> <p>学校現場や地域の課題解決につながる研究を推進し、成果を地域社会のみならず世界に発信できる水準を目指す。</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>19 必要な資源を重点的に投入し、学校現場や地域の課題解決につながる研究プロジェクトを推進する。 20 「へき地・小規模校教育」をはじめ、「食育」、「環境教育」、「特別支援教育」に関する研究を重点的に支援して、本学の特徴的な研究を創造する。 21 小・中学校の理数科教育について、教育内容・方法を研究・開発し、その成果を現職教員研修など学校教育支援や国際協力に活かす。 22 研究成果の社会への還元のため、シンポジウム、研究成果報告会を積極的に開催するとともに、国際会議等の開催・出席に積極的に関わる。</p>
<p>(2)研究実施体制等に関する目標</p> <p>中期目標期間の研究を機動的に推進し、研究環境を整備するために学術研究推進室を中心としたマネジメント体制を確立する。</p>	<p>(2)研究実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>23 学術研究推進室に、「研究支援コーディネータ(仮称)」を配置し、各種研究助成や研究動向に関する情報、研究環境改善に資する情報等を専門的に収集して、本学の研究を推進する。 24 学術研究推進室が中期計画に関わる研究チームを統轄し、研究費を戦略的に配分して研究を推進する。 25 研究専念制度の活用を促進するため、研究時間確保や研究費支援等の方策と併せて制度の見直しを行い、必要に応じて改善する。 26 研究の質の向上のため、研究活動の自己点検評価を実施し、評価結果を踏まえて研究活動の見直しを行う。</p>
<p>3 その他の目標</p> <p>(1)社会との連携や社会貢献に関する目標</p> <p>① 北海道の実態を踏まえた社会貢献を一層効果的に進める。</p>	<p>3 その他の目標を達成するための措置</p> <p>(1)社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置</p> <p>27 「北海道地域教育連携推進協議会」を積極的に活用し、北海道の教育課題に、より具体的・継続的に取り組み、その成果を普及させるとともに、各校長会・教育関係団体との連携を推進する。 28 相互協力協定先や地域コンソーシアムとの活動を深め、学校支援・地域教育支援などの諸事業を開拓し、社会貢献に関わる事業を体系化し、事業の成果を普及させる。</p>

<p>② 現職教員の資質能力の向上と、子どもがよりよく育つ環境づくりに貢献する。</p>	<p>29 教員免許状更新講習を積極的に実施するとともに、教育委員会や他大学と連携し、北海道の教員免許状更新講習の連絡・調整において、積極的な役割を果たす。 30 へき地・小規模校教育、食育、小学校外国語活動などの学校教育の諸課題について、教育委員会や教育研究所、学校と協働して北海道の実情に応じた実践的な取組を展開する。</p>
<p>③ 本学教員の教育研究活動に基づく学習の場を積極的に提供するなど、地域社会の発展に貢献する。</p>	<p>31 地域の教育・文化の拠点として、公開講座や出前授業、講師派遣やボランティアの派遣などに積極的に取り組むとともに、北海道教育委員会主催事業等の地域ぐるみの教育活動に積極的に参画する。</p>
<p>(2)国際化に関する目標 「国際戦略室」を設置し、「国際化推進基本計画」を策定し、国際交流・協力事業を積極的に展開する。</p>	<p>(2)国際化に関する目標を達成するための措置 32 「国際化推進基本計画」に基づき、留学生数を年間120人以上を目指すとともに、学生の派遣、教育研究交流・国際会議を積極的に推進する。 33 文部科学省・JICA・JICE等と協力して、理数科教育を中心に国際協力事業を推進する。 34 海外研修など、教職員の英語力向上プロジェクトを推進する。</p>
<p>(3)附属学校に関する目標 ① 大学と一体となった附属学校の運営を推進する。</p>	<p>(3)附属学校に関する目標を達成するための措置 35 理事、校長等による「附属学校運営会議」をより機能的にし、学長のリーダーシップによるマネジメント体制を一層推進する。</p>
<p>② 大学と附属学校との連携を密にして、教育及び教員養成に資する先導的、実験的な教育・研究を推進する。</p>	<p>36 大学と附属学校の連携を強化し、新任大学教員の研修の義務化など、大学教員のFD活動の場として附属学校を積極的に活用したり、大学と附属学校とが連携して行う研究活動を継続的に推進して成果を教育現場に還元する。 37 教育実習、教科教育学等に関して大学と連携し、学生の実践的な学びの体系化を推進するとともに、学生の実践的な学びの場としての役割を積極的に果たす。</p>
<p>③ 附属学校の多様な特色を生かし、国、地域の教育機関との連携を密にして、社会貢献・地域貢献・国際貢献等に寄与する。</p>	<p>38 国の拠点校として、先導的・実験的な教育・研究など国の教育政策を推進するとともに地域教育の「モデル校」として地域の教員の資質・能力の向上や教育活動の推進に寄与する。 39 国際交流・協力センターと協力して理数科を中心に国際協力事業を推進し、国際的に教育の向上に寄与する。</p>
<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p>	<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためのべき措置</p>

1 組織運営の改善に関する目標	1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置
① 学長のリーダーシップのもとに全学的なガバナンス体制を確立する。	40 中長期的な見通しのもと「財政計画」を策定し、全学的視点に立ち、評価を踏まえた効果的・効率的な予算配分を実施する。 41 学長裁量の教員枠を確保し、戦略的な教育研究に機動的に配置する。
② 教育研究の目的の効率的・機動的な達成に向けて、全学一体の教員組織を再構築する。	42 教育組織の編制方針を基本としつつ、効率的・機動的な視点を踏まえた「教員配置・採用方針」を策定し、全学一体の教員組織を再構築する。 43 各課程について専攻・コースごとに教育成果を検証し、必要に応じて機動的な見直しを行う。
③ 大学院に関し、目的とする人材が適切に養成されているかどうかを検証し、併せて社会の状況及びニーズを踏まえて必要な組織の見直しを行う。	44 教員組織の再構築に合わせて、修士課程や専門職学位課程の専攻・専修・コースの在り方等の検討を行い、学校現場や社会状況、あるいは社会のニーズ等にも照らして、必要に応じた組織の見直しを行う。 45 連合大学院への参画、共同大学院の可能性等の検討を行い、博士課程の設置を目指す。
④ 経営協議会の運営を活性化し、真に有用な大学経営に資する。	46 経営協議会外部委員の意見を汲み取る工夫をし、活性化に資する。
⑤ 教職員の能力開発を行う。	47 FD・SDを効果的に実施するためのアクションプランを策定し、組織的に能力開発に取り組む。 48 人事評価システムについて、検討課題を実証的に確認し、給与に反映させるシステムとして充実させる。
⑥ 男女共同参画を積極的に推進するとともに、教員構成の多様化の推進に向けて環境や条件を整備する。	49 国立大学協会が掲げる女性教員の割合20%を目指し、女性教員を着実に増加させることにより、男女共同参画を推進する。
2 事務等の効率化・合理化に関する目標	2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置
業務内容の見直しにより、合理化・効率化を行う。	50 事務処理の見直しに関する基本方針を策定し、合理化・効率化を推進する。 51 学長直轄の監査室による計画的な業務及び会計に関する監査を実施する。 51-2 北海道地区の国立大学と連携し、事務の効率化・合理化のための取組を行う。

III 財務内容の改善に関する目標	III 貢務内容の改善に関する目標を達成するためによるべき措置
<p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標 外部研究資金その他の自己収入を増加させるために組織的な取組を行う。</p>	<p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 52 科学研究費補助金の申請率100%を目指し、採択件数を増加させるとともに、GP、受託・共同研究、公募型助成金等外部資金の増加に向けて取り組む。 53 「北海道教育大学教育支援基金」(平成18年から平成23年までの5年計画で1億円を目標)の募金活動を、同窓会及び商工会議所等の支援を受けて継続して行う。平成24年度以降は基金の在り方を含めて抜本的な見直しを図る。</p>
<p>2 経費の抑制に関する目標 (1)人件費の削減 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p>	<p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 54 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p>
<p>(2)人件費以外の経費の削減 管理的経費を削減する。</p>	<p>55 管理的経費に関し不断の見直しを行い、経費の削減を実現する。</p>
<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標 大学の資産を有効活用する。</p>	<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 56 施設・設備の使用状況を点検・評価し、必要かつ計画的な整備を実施して資産を有効活用する。</p>

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標	IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためによるべき措置
<p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>評価の定着を図り、評価活動を大学運営に有用なものとするシステムを実現する。</p>	<p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>57 評価体制の整備を行い、評価に関する広報を充実させ、評価を大学諸活動と一体的で必然的な活動として実現する。</p> <p>58 自己評価・外部評価及び認証評価を実施・受審し、大学運営の改善に資する。</p>
<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</p> <p>全学的広報体制を改善し、社会への説明責任を果たすとともに、地域における存在意義を向上させる。</p>	<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>59 全学的な広報体制を再構築し、全学内で情報を共有する広報を推進し、大学運営に資する。</p> <p>60 情報公開・情報発信体制を充実させ、社会への説明責任を果たすとともに、大学のブランド力を高める企画を推進して、地域における存在意義を高める措置を講ずる。</p>
<p>V その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>自然との調和を図り持続可能なキャンパスと快適な生活環境を形成する。</p>	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためによるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <p>61 「北海道教育大学における地球温暖化対策に関する実施計画」に基づき、環境負荷低減を推進する。</p> <p>62 学生・教職員が快適に生活できるようにキャンパス環境を向上させるため、学生・教職員が協働して構内美化を進めるとともに、施設の整備を推進する。</p>
<p>2 安全管理に関する目標</p> <p>① 日常的なリスク管理を徹底し、より安心・安全なキャンパスづくりを行う。</p> <p>② 適正な環境で就労及び修学ができるようする。</p> <p>③ ICTの利用・活用によって発生しうる脅威に対応し、大学の全構成員が安心・安全に情報機器を利用できるよう、情報セキュリティを高める。</p> <p>3 法令遵守に関する目標</p>	<p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>63 「危機管理は日常から」を踏まえ、安全で安心なキャンパス環境を絶えず目指し、危機管理体制を充実させる。</p> <p>64 人権侵害防止に取り組み、教職員の行動規範を周知徹底するとともに、メンタルケアを含む安全衛生管理を強化する。</p> <p>65 情報セキュリティ基盤を定期的、段階的に見直し、情報の安全性に対する新たな脅威に常に対応できる情報セキュリティ体制を整えるとともに、情報セキュリティに関する新たな教育プログラムを整備して利用者教育を実施する。</p> <p>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置</p>

法令遵守(コンプライアンス)の体制を確立する。	66 監査機能の強化並びに公益通報者保護規則の周知徹底に取り組む。						
	<p>VI 予算(人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画</p> <p>別紙参照</p>						
	<p>VII 短期借入金の限度額</p> <p>○短期借入金の限度額</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 短期借入金の限度額 18億円 2 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。 						
	<p>VIII 重要な財産を譲渡し, または担保に供する計画</p> <p>○重要な財産を譲渡し, 又は担保に供する計画 計画の予定なし。</p>						
	<p>IX 剰余金の使途</p> <p>○ 決算において剰余金が発生した場合は, ・ 教育研究の質の向上及び組織運営の改善 に充てる。</p>						
	<p>X その他</p> <p>1 施設・設備に関する計画</p> <table border="1" data-bbox="974 1256 2084 1395"> <thead> <tr> <th data-bbox="1073 1256 1410 1298">施設・設備の内容</th> <th data-bbox="1410 1256 1680 1298">予定額(百万円)</th> <th data-bbox="1680 1256 2084 1298">財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1073 1298 1410 1395">小規模改修</td> <td data-bbox="1410 1298 1680 1395">総額 246</td> <td data-bbox="1680 1298 2084 1395">国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (246)</td> </tr> </tbody> </table>	施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源	小規模改修	総額 246	国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (246)
施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源					
小規模改修	総額 246	国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (246)					

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について平成22年度以降は平成21年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

○ 人事に関する基本方針

- (1) 教員の配置について学長裁量枠を確保し、戦略的な教育研究に機動的に配置する。
- (2) 教員人事について、効率的・機動的な視点を踏まえた「教員配置・採用方針」を策定し、全学一体の教員組織となるよう人事を進める。
- (3) FD・SDを効果的に実施するためのアクションプランを策定し、組織的に教職員の能力開発に取り組む。
- (4) 人事評価システムについて、検討課題を実証的に確認し、給与に反映させるシステムとして充実させる。
- (5) 教員の採用に際しては、女性の採用を積極的に推進する。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 43,852百万円 (退職手当は除く)

3 中期目標期間を超える債務負担

なし

4 積立金の使途

- 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。
 - ① 札幌校「紫藻寮(男子寮)」ほか全9学生寄宿舎整備の一部
 - ② その他教育、研究に係る業務及びその附帯業務

(別紙)予算(人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成22年度～平成27年度 予算

(単位:百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	41,114
施設整備費補助金	0
船舶建造費補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	246
自己収入	20,579
授業料及び入学料検定料収入	20,101
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	478
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	857
長期借入金収入	0
計	62,796
支出	
業務費	61,693
教育研究経費	61,693
診療経費	0
施設整備費	246
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	857
長期借入金償還金	0
計	62,796

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額43,852百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注)人件費の見積りについては、平成23年度以降は平成22年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注)退職手当については、国立大学法人北海道教育大学役員退職手当規則及び国立大学法人北海道教育大学職員退職手当規則に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額

については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。
注)組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

- 每事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [一般運営費交付金対象事業費]

- ①「教育研究等基幹経費」:以下の事項にかかる金額の総額。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。

- ・学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。

- ・附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。

- ②「その他教育研究経費」:以下の事項にかかる金額の総額。F(y-1)は直前の事業年度におけるF(y)。

- ・学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員(①にかかる者を除く。)の人事費相当額及び教育研究経費。

- ・附属施設等の運営に必要となる教職員の人事費相当額及び事業経費。

- ・法人の管理運営に必要な職員(役員を含む)の人事費相当額及び管理運営経費。

- ・教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

[一般運営費交付金対象収入]

- ③「基準学生納付金収入」:当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。(平成22年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成22年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。)

- ④「その他収入」:検定料収入、入学料収入(入学定員超過分等)、授業料収入(収容定員超過分等)及び雑収入。平成22年度予算額を基準とし、第2期中期目標期間中は同額。

II [特別運営費交付金対象事業費]

- ⑤「特別経費」:特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [特殊要因運営費交付金対象事業費]

- ⑥「特殊要因経費」:特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 每事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) E(y) = E(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) F(y) = \{F(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \pm T(y) \pm U(y)$$

$$(3) G(y) = G(y)$$

E(y) : 教育研究等基幹経費(①)を対象。

F(y) : その他教育研究経費(②)を対象。

G(y) : 基準学生納付金収入(③), その他収入(④)を対象。

S(y) : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T(y) : 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U(y) : 施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 每事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$B(y) = H(y)$$

H(y) : 特別経費(⑤)を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 每事業年度の特殊要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$C(y) = I(y)$$

I(y) : 特殊要因経費(⑥)を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ) : 大学改革促進係数。

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。

現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で△1.0%とする。

なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注)中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注)国立大学財務・経営センター施設費交付金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注)自己収入並びに产学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成22年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注)产学連携等研究収入及び寄附金収入等は、版権及び特許権等収入を含む。

注)業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注)产学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、产学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注)長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成22年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注)上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」及び「施設面積調整額」については、0として試算している。

2. 収支計画

平成22年度～平成27年度 収支計画

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	62,563
経常費用	62,563
業務費	60,141
教育研究経費	11,674
診療経費	0
受託研究費等	463
役員人件費	459
教員人件費	36,918
職員人件費	10,627
一般管理費	1,385
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	1,037
臨時損失	0

収入の部		62,563
経常収益		62,563
運営費交付金収益		40,787
授業料収益		16,491
入学金収益		2,531
検定料収益		558
附属病院収益		0
受託研究等収益		463
寄附金収益		394
財務収益		0
雑益		478
資産見返負債戻入		861
臨時利益		0
純利益		0
総利益		0

注)受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注)受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成22年度～平成27年度

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	63,695
業務活動による支出	60,547
投資活動による支出	2,249
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	899
資金収入	63,695
業務活動による収入	62,550
運営費交付金による収入	41,114
授業料及び入学料検定料による収入	20,101
附属病院収入	0
受託研究等収入	463
寄附金収入	394
その他の収入	478

投資活動による収入	246
施設費による収入	246
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前中期目標期間よりの繰越金	899

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。

中期目標		中期計画																	
別表(学部、研究科)		別表(収容定員)																	
<table border="1"> <tr> <td>学部</td><td>教育学部</td></tr> <tr> <td>研究科</td><td>教育学研究科</td></tr> </table>		学部	教育学部	研究科	教育学研究科	<table border="1"> <tr> <td>平成22年度</td><td>教育学部 4,840人 (うち教員養成に係る分野 2,800人) 教育学研究科 360人 (うち修士課程 270人 専門職学位課程 90人)</td></tr> <tr> <td>平成23年度</td><td>教育学部 4,840人 (うち教員養成に係る分野 2,800人) 教育学研究科 360人 (うち修士課程 270人 専門職学位課程 90人)</td></tr> <tr> <td>平成24年度</td><td>教育学部 4,840人 (うち教員養成に係る分野 2,800人) 教育学研究科 360人 (うち修士課程 270人 専門職学位課程 90人)</td></tr> <tr> <td>平成25年度</td><td>教育学部 4,840人 (うち教員養成に係る分野 2,800人) 教育学研究科 360人 (うち修士課程 270人 専門職学位課程 90人)</td></tr> <tr> <td>平成26年度</td><td>教育学部 4,840人 (うち教員養成に係る分野 2,800人) 教育学研究科 360人 (うち修士課程 270人 専門職学位課程 90人)</td></tr> <tr> <td>平成27年度</td><td>教育学部 4,840人 (うち教員養成に係る分野 2,800人) 教育学研究科 360人 (うち修士課程 270人 専門職学位課程 90人)</td></tr> </table>		平成22年度	教育学部 4,840人 (うち教員養成に係る分野 2,800人) 教育学研究科 360人 (うち修士課程 270人 専門職学位課程 90人)	平成23年度	教育学部 4,840人 (うち教員養成に係る分野 2,800人) 教育学研究科 360人 (うち修士課程 270人 専門職学位課程 90人)	平成24年度	教育学部 4,840人 (うち教員養成に係る分野 2,800人) 教育学研究科 360人 (うち修士課程 270人 専門職学位課程 90人)	平成25年度	教育学部 4,840人 (うち教員養成に係る分野 2,800人) 教育学研究科 360人 (うち修士課程 270人 専門職学位課程 90人)	平成26年度	教育学部 4,840人 (うち教員養成に係る分野 2,800人) 教育学研究科 360人 (うち修士課程 270人 専門職学位課程 90人)	平成27年度	教育学部 4,840人 (うち教員養成に係る分野 2,800人) 教育学研究科 360人 (うち修士課程 270人 専門職学位課程 90人)
学部	教育学部																		
研究科	教育学研究科																		
平成22年度	教育学部 4,840人 (うち教員養成に係る分野 2,800人) 教育学研究科 360人 (うち修士課程 270人 専門職学位課程 90人)																		
平成23年度	教育学部 4,840人 (うち教員養成に係る分野 2,800人) 教育学研究科 360人 (うち修士課程 270人 専門職学位課程 90人)																		
平成24年度	教育学部 4,840人 (うち教員養成に係る分野 2,800人) 教育学研究科 360人 (うち修士課程 270人 専門職学位課程 90人)																		
平成25年度	教育学部 4,840人 (うち教員養成に係る分野 2,800人) 教育学研究科 360人 (うち修士課程 270人 専門職学位課程 90人)																		
平成26年度	教育学部 4,840人 (うち教員養成に係る分野 2,800人) 教育学研究科 360人 (うち修士課程 270人 専門職学位課程 90人)																		
平成27年度	教育学部 4,840人 (うち教員養成に係る分野 2,800人) 教育学研究科 360人 (うち修士課程 270人 専門職学位課程 90人)																		